

水道用語

- (1) 水道用水供給事業 : 水道により水道事業者に対してその用水を供給する事業
- (2) 上水道事業 : 計画給水人口が5,001人以上の水道事業
- (3) 簡易水道事業 : 計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道事業
- (4) 専用水道 : 給水人口が101人以上または1日最大給水量(飲用等生活用)が20 m³を超える自家用水道等。
- (5) 簡易専用水道 : 市町村等の水道水のみを水源とし、受水槽の有効容量が10 m³を超えるもの。(専用水道は除く)
- (6) 小規模貯水槽水道 : 市町村等の水道水のみを水源とし、受水槽の有効容量が10 m³以下のもの。(専用水道は除く)
- (7) 特設水道 : 対象給水人口が50人以上のものまたは1日最大給水量が7.5 m³以上のもののうち水道法の適用を受けない水道。【大阪府特設水道条例により規定】
- (8) 有効水量 : 有収水量 + 無収水量
- (9) 有収水量 : 給水量のうち料金徴収の対象となった水量
- (10) 無収水量 : 給水量のうち料金徴収の対象とならなかった水量
- (11) 無効水量 : 給水量のうち漏水、その他損失と見られる水量
- (12) 有効率 : $\text{有効水量} / \text{給水量} \times 100 (\%)$
- (13) 有収率 : $\text{有収水量} / \text{給水量} \times 100 (\%)$
- (14) 有収密度 : $\text{年間給水量 (千 m}^3) / \text{送・配水管路延長 (m)} \times 100 (\%)$
- (15) 負荷率 : $1 \text{日平均給水量} / 1 \text{日最大給水量} \times 100 (\%)$
- (16) 稼働率 : $1 \text{日最大給水量} / \text{施設能力} \times 100 (\%)$
- (17) 利用率 : $\text{給水量} / \text{取水量} \times 100 (\%)$
- (18) 給水原価 : $(\text{経常費用} - \text{受託工事費} - \text{長期前受金戻入等}) / \text{年間総有収水量}$ (円/m³)
(供給原価) 有収水量1m³あたりどれだけの費用がかかっているかを表す。
- (19) 供給単価 : $\text{給水収益} / \text{年間総有収水量}$ (円/m³)
(給水単価) 有収水量1m³あたりどれだけの収益を得ているかを表す。
- (20) 耐用年数 : 地方公営企業法施行規則第7条及び第8条関連の別表第2号の法定年数をいう。
- (21) 耐震化状況に係る用語

水道法により規定

【施設の重要度】

・ランクA (重要な水道施設)

- ① 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設
- ② 配水施設のうち、破損した場合に重大な二次災害を生じる恐れの高いもの
- ③ 配水施設のうち、②の施設以外の施設であって、次に掲げるもの
 - ア 配水本管(配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。)
 - イ 配水本管に接続するポンプ場
 - ウ 配水本管に接続する配水池等(配水池及び配水のために容量を調整する設備をいう。)
 - エ 配水本管を有しない水道における最大容量を有する配水池

・ランクB (その他の施設)

ランクA (重要な水道施設) 以外の施設

【地震力】

- ・L1 (地震動レベル1) 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。
- ・L2 (地震動レベル2) 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。

・脆弱管

管路における① 鑄鉄管、② 石綿セメント管、③ コンクリート管、④ 鉛管、⑤ 硬質塩化ビニル管(TS継手)、⑥ 管種不明管